

令和4年度(令和3年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	徳山地区体育施設			所管課	文化スポーツ課
所在地	周南市大字徳山10405番地の1 他				☎ 22-8624
設置年月日					
設置目的	本市の体育施設は、体育及び文化の振興を図るために設置されており、市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興を図ることが基本的な目的である				
施設概要	周南緑地屋外スポーツ施設(野球場、陸上競技場、庭球場、補助競技場、ソフトボール球場、運動広場、サッカー場、補助サッカー場、アーチェリー場、水泳場、身近な運動広場、黒岩グラウンド)				
指定管理者	名称	公益財団法人 周南市体育協会			
	代表者	黒神 直大			
	所在地	周南市大字徳山10427番地			
	連絡先	電話	0834-28-8311	E-mail	taikyo@shunan-taikyo.or.jp
		ホームページ	http://www.shunan-taikyo.or.jp/		
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日			年数	2 年間
募集方法	非公募		料金制度	使用料	
指定管理の主な業務	体育施設の管理運営業務				

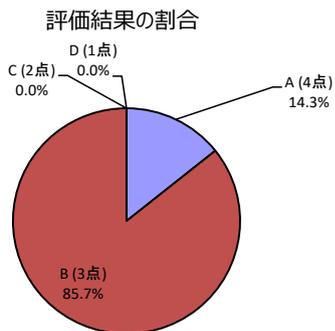
2. 施設の運営状況

目標管理	目標指標名		年度	R3年度	R4年度
	利用者数(人)			目標値	298,000
		実績値	183,543	—	
施設の稼働状況	利用区分等		利用目標	利用実績	稼働率(%)
	野球場	298,000	人	29,171	—
	陸上競技場			31,970	—
	庭球場			41,274	—
	運動広場(東G)			16,629	—
	その他			64,499	—
指定管理業務に係る収支状況	項目		収支計画額(円)		実績額(円)
	収入	指定管理料	96,005,800		89,804,363
		利用料金収入			
		その他の収入			
		計	96,005,800		89,804,363
	支出	人件費	46,932,600		38,935,844
		物件費	43,199,200		45,538,359
		委託料	5,874,000		5,330,160
		その他			
	計	96,005,800		89,804,363	
参考	使用料収入	18,131,000		14,310,770	
	自主事業収入				
	自主事業経費				

令和4年度(令和3年度分) 指定管理者評価表【評価】

施設名		徳山地区体育施設		
指定管理者名		公益財団法人 周南市体育協会		
項目	評価内容	評価事項・不適切事項等	評価	
全体	目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約1月半の休館期間があった上に、各種大会やイベントの中止が相次いだ。また、感染状況が落ち着いた時期でも、大会規模の縮小や無観客による実施などの影響で利用者数は目標に届かなかった。	B	
組織	体制・人事	適正な人員配置がされている。新型コロナウイルス感染症の影響により実技等が必要な研修などは研修自体が実施されないものが多かったが、全職員がAEDの研修を受講するなど、できる範囲で研修を受講し研鑽に努められている。	B	
業務	業務の運営	新型コロナウイルス感染症対策のため休館期間や、大会の中止など計画通りにいかない部分はある中、休館期間中に通常ではできない箇所(野球場内の整備や雨水詰りの解消など)の整備・修繕等を実施された。	B	
	施設の稼動状況	新型コロナウイルス感染症の影響による休館や大会の中止、開催した場合も無観客や規模の縮小などにより、利用者数は目標に達しなかった。	B	
	施設の維持管理(清掃等)	委託事業者による清掃だけでなく、職員による開館前及び定期的な清掃や点検を実施しており、利用者アンケートにおいても満足度が高い。	A	
	施設の維持管理(点検・修繕等)	野球場の芝生の管理などは専門的な知識を必要とするため、他球場との情報交換などにより常に新しい情報を収集し、芝生の状況に応じた適正な管理方法をとっている。	B	
	緊急時の対応方法	緊急時の対応マニュアルや連絡体制が整備され、迅速に対応できる体制が構築されている。	B	
工夫意	サービス向上及び経営改善に関する取組み	職員による軽微な修繕対応や、施設の不具合に対する迅速な対応等、施設修繕に積極的に取り組み、利用者の安全の確保や利便性の向上に努められている。	B	
広報	PR・情報提供の実施状況	コロナ禍で対面でのイベント実施ができない中、YouTubeなどの積極的な活用と、既存の情報誌「スポーツ周南」やホームページなど幅広い媒体での情報発信に取り組みされている。	B	
相談・連携	苦情処理の状況	苦情の内容は、施設の不具合などについての情報提供が大半を占めている。職員が迅速に対応し、早期に解決しているためクレームや不具合による事故を防ぐことができている。	A	
	情報共有	指定管理者、公園花とみどり課、文化スポーツ課の3者による定例会での報告だけでなく、こまめな連絡・報告により市と情報共有を図るよう努められている。また、指定管理者内においても、各職員の勤務場所や時間が異なる状況下でも情報共有と報告・連絡を確実に実施されている。	B	
モニタリング	指定管理経費の経理事務の状況	適切に実施されている。	B	
	利用者満足度調査における施設満足度	利用者アンケートでは、設備の古さに対する指摘はあるものの、どの施設も施設全体に対する満足度が「非常に満足」と「おおむね満足」を合わせて90%以上と非常に高かった。	B	
	書類の作成・提出	適切に処理されている。	B	
評価コメント	施設の老朽化による管理の難しさがある中で、専門性を活かし適正な維持管理を実施されている。また、優先順位を持って施設修繕を行うとともに、小規模な修繕であれば職員自らが実施するなどコスト意識を持ち対応されている。 指定管理者を長年努められている経験とノウハウを活かし、適正な施設管理とスポーツ振興に向けた更なる取り組みを期待する。		総合評価	B
			平均点	3.1

※4点満点



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。

